

<令和4年度液化石油ガス保安講習会>

最近の液化石油ガス保安行政について

岡山県消防保安課



本日の説明項目

1. 液化石油ガス法について
2. 令和4年度重点立入検査項目について
3. 液化石油ガス法に係る手続について
4. 近年のLPガス事故発生状況について
5. 液化石油ガスに係る近年の法令改正について



法：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

施行令：同法施行令

規則：同法施行規則

1. 液化石油ガス法について

法の目的について（法第1条）

この法律は、

一般消費者等に対する

液化石油ガスの販売、

液化石油ガス機器等の製造及び販売等

を規制することにより、

液化石油ガスによる災害を防止するとともに

液化石油ガスの取引を適正にし、

もって公共の福祉を増進することを目的とする。

液化石油ガス法の目的について

一般消費者等が消費する液化石油ガス

【目的】

- ・LPガスによる災害を防止
- ・LPガスの取引を適正化



【手段】

- ・LPガス器具等の製造、販売等を規制
- ・LPガスの販売を規制



【最終目的】

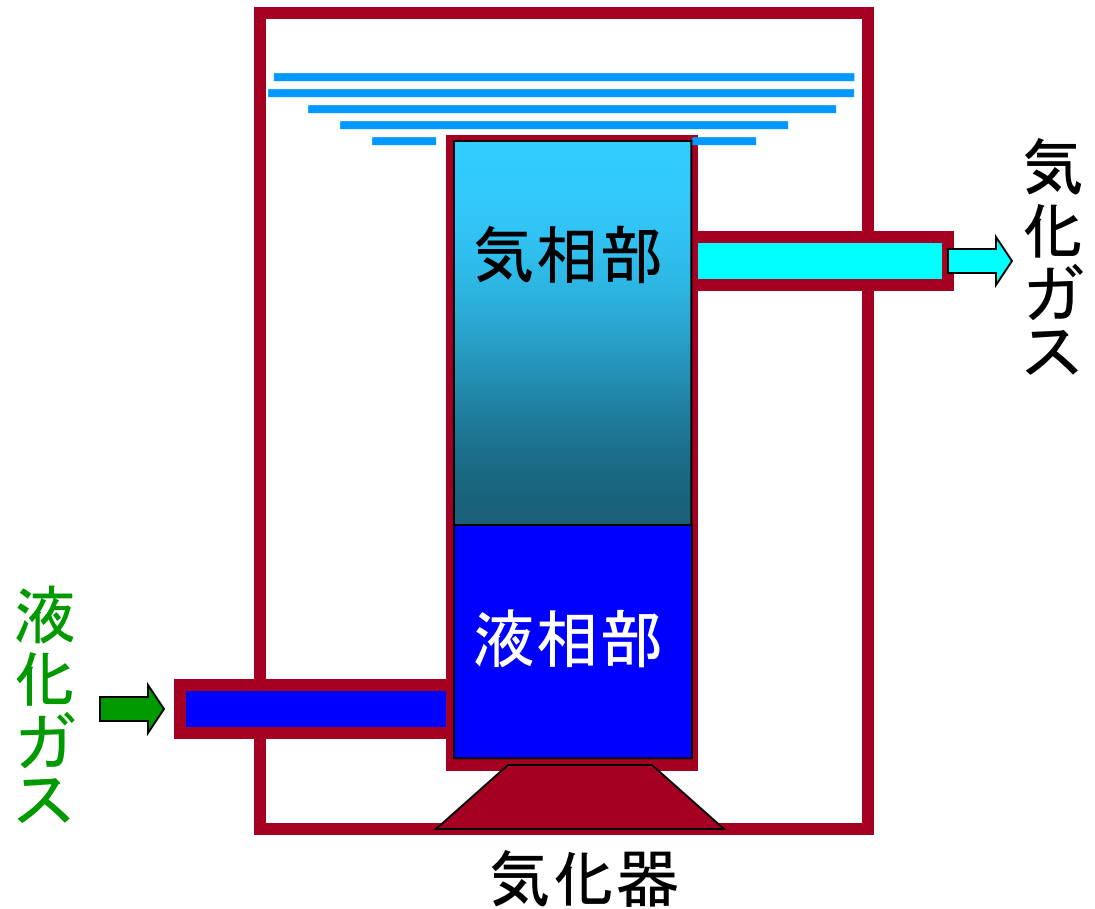
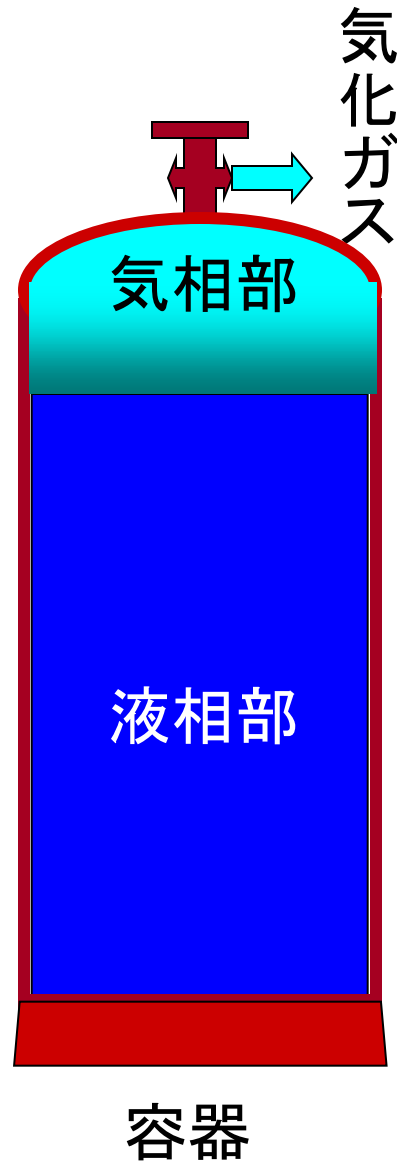
- ・公共の福祉を増進



液化石油ガスとは

気化ガスも含む

プロパン・ブタン・プロピレンを主成分



一般消費者等とは

以下に示すような液化石油ガスの消費者を「一般消費者等」という。

生活用の燃料

* 調理



* 風呂



* 洗面

* 暖冷房

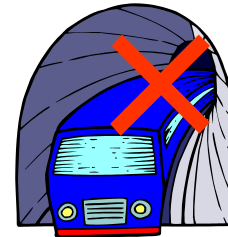


自動車用燃料は除く。

生活用の燃料に類似しているもの

* 業務用の料理飲食の調理用の燃料

* 業務用(ホール等)の暖冷房用の燃料



これらの内部の液化石油ガスは除く。

* サービス業(クリーニング等)の蒸気、
温水発生用の燃料

液化石油ガスに係る 液石法と高圧法の規制区分

工業用等のLPG

高圧ガス保安法

法施行令

液化石油ガス保安規則

容器保安規則

特定設備検査規則

告示

例示基準(通達)



一般消費者等用のLPG

液化石油ガス法

法施行令

法施行規則

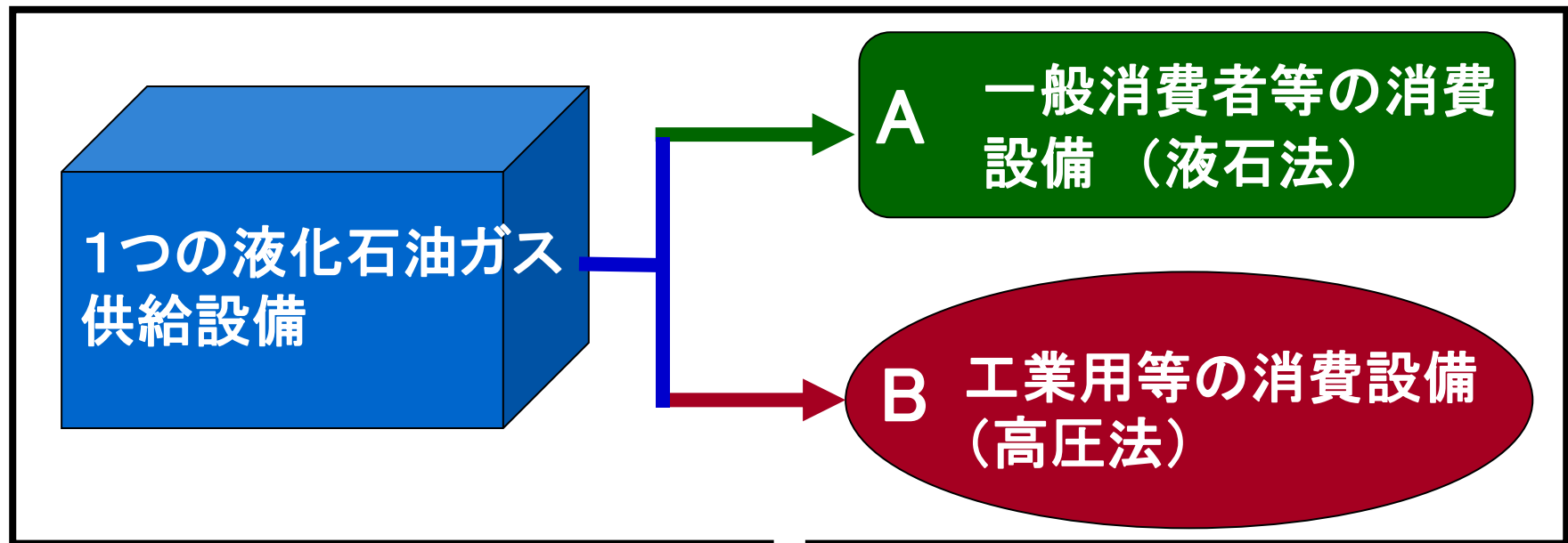
告示

例示基準(通達)



LPGの販売・器具等の製造、販売

容器の製造、検査・貯槽の製造、
検査・移動などの規制



設備全体

消費の 態様	主体的	附属的	適用法
	A	B	液石法
	B	A	高圧法

保安機関・保安業務

法第27条～29条、
規第27条～29条

販売事業者(保安機関として認定)

委託

認定された(専
業の)保安機関

自ら実施

- * 供給設備点検(販売
事業者へ通知)
- * 消費設備調査
(一般消費者等へ通知)
- * 周知
 - ・ 燃焼器の適応性
 - ・ 燃焼器の設置、換気
 - ・ 消費設備の管理、点検
 - ・ 消費設備の変更(連絡)
 - ・ 災害発生(措置、連絡)

保安業務区分

- * 供給開始時点検・調査
- * 容器交換時等供給設備
点検
- * 定期供給設備点検
- * 定期消費設備調査
- * 周 知
- * 緊急時対応
- * 緊急時連絡

実施(他人への委託不可)

一般消費者等

容器による供給設備基準(抜粋) (規則第18条)

号	基準(1t未満)
1 イ	20L以上容器の周囲 2m以内火気禁止
ロ	容器・スカートの腐 しよく防止
ハ	容器の温度40℃以 下
ニ	5Lを超える容器の転 落・転倒等防止、浸 水のおそれのある地 域における流出防止



2. 令和4年度 重点立入検査項目

立入検査結果について

- 毎年同様の違反が繰り返されている。
 - 基本的な内容に関する違反が多い。
- 例) メーターの期限切れ、点検・調査の未実施
届出・認可申請の未提出 等



**点検・調査結果の確認
法令事項の再確認**



販売事業者への指摘事項

1. 供給設備、特定供給設備の基準適合

メーターの期限切れ(法定)
調整器等の期限切れ(指導)

2. 販売事業者の帳簿

帳簿の記載ミス
最新の情報に更新されていない

3. 業務主任者の選解任の届出、講習受講

4. 販売所変更届

5. 特定液化石油ガス設備工事事業の届出、講習受講

変更届未提出
再講習の未受講

保安機関への指摘事項

1. 供給設備の点検、通知

2. 消費設備の調査、通知

4年に1回の定期点検が実施されていない
期限管理する体制が整備されていない
調査票の未記入

3. 保安機関の帳簿

帳簿の記載ミス
緊急時対応台帳の未整備

結果に対する対策について（１）

○講習の未受講

（販売事業者への指摘事項「3. 5. 」関係）

業務主任者（規則第23条）

- ・初回 3年以内
- ・それ以降 5年ごと

（選任時に上記期限が経過している又は6か月未満であれば、選任後6か月以内に受講）

→ 販売事業者に受講させる義務

液化石油ガス設備士（規則第109条）

- ・初回 3年以内
- ・それ以降 5年ごと

→ 免状を持っている個人に受講義務

結果に対する対策について（２）

○申請・届出の未提出及び不備

〔販売事業者への指摘事項「3. 4. 5.」関係〕

- ・ 毎年同様の指摘が繰り返されている。
- ・ 提出があった場合も、修正や再提出を指示するケースが多い。



岡山県消防保安課のHPに申請マニュアル（一部抜粋）を掲載（岡山県消防保安課で検索→「液化石油ガス関係申請・届出等について」をクリック）

県消防保安課のHP

[トップページ](#) > [組織で探す](#) > [知事直轄](#) > 消防保安課

消防保安課

お知らせ

一覧

- ▶ [岡山県消防防災ヘリコプター整備点検業務（5年/2,500時間/4,000時間）委託一般競争入札（条件付）公告（2022年4月22日更新）](#)
- ▶ [岡山県消防操法大会について（2022年4月11日更新）](#)
- ▶ [「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の改正について（2022年3月31日更新）](#)
- ▶ [岡山シーガルズと連携した消防団応援イベントを開催します！（2021年11月24日更新）](#)
- ▶ [ファジアーノ岡山と連携した消防団応援イベントを開催します！（2021年10月25日更新）](#)

各種様式ダウンロード

- ・ [電気工事士・電気工事業関係様式（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送にご協力ください。）](#)
- ・ [岡山市への権限移譲に関する調査票様式（液化石油ガス関係）](#)
- ・ [火薬類取締法関係申請書等様式](#)
- ・ [液化石油ガス関係申請・届出等について](#)
- ・ [消防設備士・危険物取扱者免状の書換等について（外部リンク）](#)

令和4年度重点立入検査項目

1. 定期供給設備点検・定期消費設備調査の実施状況

→ 点検・調査の確実な実施

2. 各種届出の提出状況の確認

→ 申請・届出の際は岡山県ホームページを確認

3. 法定講習の受講状況の確認

→ 必要性について条文で再確認

4. 液化石油ガスの取引適正化について

→ 液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針に係る取組状況の確認

5. 充てん容器等の流出防止措置について

→ 浸水のおそれのある地区における流出防止措置の実施

3. 液化石油ガス法に係る 手続について

液化石油ガス販売事業に係る手続

①液化石油ガス販売事業登録申請（法第3条）

液化石油ガス販売事業を行うとする者は、販売所を設置してその事業を行おうとする場合、登録を受けなければならない。

②液化石油ガス販売所等変更届（法第8条）

液化石油ガス販売事業者は、次の事項を**変更**したときは、遅滞なく届け出なければならない。

【変更届を要する事項】

- ・氏名又は名称、住所、法人の場合は代表者の氏名
- ・販売所の名称及び所在地（新設・移転を含む。）
- ・貯蔵施設の位置及び構造（3t未満のものに限る。）
- ・保安業務を行う保安機関の氏名又は名称、事業所の所在地
- ・損害賠償責任保険の内容

液化石油ガス販売事業に係る手続

③業務主任者等選任(解任)届(法第19条・第21条)

液化石油ガス販売事業者は、**液化石油ガス業務主任者を選任・解任**したときは、遅滞なく届け出なければならない。

業務主任者の**代理者を選任・解任**したときも同様

④液化石油ガス販売事業廃止届(法第23条)

液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガス販売事業を**廃止**したときは、遅滞なく届け出なければならない。

保安機関に係る手続

①保安機関の新規認定申請（法第29条）

保安業務を行おうとする者は、保安業務区分に従い一般消費者等についての保安業務を行う場合には、認定を受けることができる。

②保安機関の認定の更新申請（法第32条）

保安機関の認定は5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失う。

【更新に当たっての留意事項】

- ・更新申請は、有効期間満了日の2か月前から行っています。
遅くとも満了日の30日前までには申請書を提出すること。
- ・手数料（14,000円＋保安業務区分数×6,900円）
- ・必要書類は次のとおり

保安機関に係る手続

②保安機関の認定の更新申請(法第32条)

【必要書類】

- (1) 保安機関認定更新申請書類表紙
- (2) 保安機関認定更新申請書(様式第14)
- (3) 保安機関認定更新総括表(事業所が複数ある場合)
- (4) 保安業務計画書(様式第13)
- (5) 保安業務の技術的能力算定表
- (6) 保安業務資格者等一覧表
- (7) 緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲(緊急時対応する場合)
- (8) 緊急時対応組織図(緊急時対応する場合)
- (9) 損害賠償能力を証する書面
- (10) 役員及び構成員に関する証明書(法人の場合)
- (11) 役員及び構成員一覧表(法人の場合)
- (12) 保安業務以外の業務の種類及び概要
- (13) 欠格事項非該当誓約書
- (14) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(法人の場合)
- (15) 定款(法人の場合)

②保安機関の認定の更新申請(法第32条)

様式第14 (第34条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	
×認定番号	

保安機関認定更新申請書類

保安機関認定更新申請書

令和4年6月1日

岡山県知事 殿

代表者印は不要

認定番号 33A9999RA-22

認定有効期間 平成29年8月1日 ~ 令和4年7月31日

申請書提出日 令和4年6月1日

申請事業者名 株式会社△△

記入担当者 岡山 太郎

電話番号 086-XXXX-XXXX

住所 岡山市〇〇1丁目2番3号
名称 株式会社△△
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇
電話番号 086-XXXX-XXXX

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第32条第1項の更新の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 保安業務に係る事業所の名称及び所在地

株式会社△△ 本社 (岡山市〇〇1丁目2番3号)
株式会社△△ 倉敷営業所 (倉敷市□□1丁目1番1号)

2. 更新を受けようとする保安業務区分

株式会社△△ 本社
株式会社△△ 倉敷営業所
上記2事業所とも以下の保安業務区分で申請します。

- ② 容器交換時等供給設備点検
- ③ 定期供給設備点検
- ④ 定期消費設備調査
- ⑤ 周知
- ⑥ 緊急時対応

②保安機関の認定の更新申請(法第32条)

様式第13 (第30条関係)

※ 事業所ごとに作成すること

別紙1

※ 事業所ごとに作成すること

保安業務計画書

事業所の名称 株式会社△△ 本社

事業所の所在地 岡山市○○1丁目2番3号

保安業務区分	① 供給開始時点検・調査	② 容器交換時等供給設備点検	③ 定期供給設備点検	④ 定期消費設備調査	⑤ 周知	⑥ 緊急時対応	⑦ 緊急時連絡
一般消費者の数	—	2,000	1,200	1,200	1,200	1,200	—
保安業務資格者の数	液化石油ガス設備士又は第二種販売主任者 4 人 製造保安責任者 1 人 その他 2 人						
調査員の数	0						
保安業務資格者及び調査員以外の者であって保安業務に従事する者	0						
年間実働日数又は平均月間実働日数	22 日/月	260 日/年	260 日/年				
保安業務用機器	自記圧力計	2 個					
	マノメータ	2 個					
	ガス検知器	4 個					
	漏洩検知液	4 個					
	緊急工具類	5 式					
	一酸化炭素測定器	2 個					
緊急時対応を行う場合にあってはその方法	・出動手段 (自動車: 5 台) (オートバイ: 1 台) (その他: 0 台) ・連絡受信方法 (電話: 086-XXXX-XXXX) (FAX: 086-XXXX-XXXX) (集中監視システム: ☒ ・ 無)						

保安業務の技術的能力算定表

事業所の名称 株式会社△△ 本社

小数点第三位を四捨五入

※保安業務資格者数

保安業務区分	消費者戸数	計算式	計算値	修正値
① 供給開始時点検・調査	—	—	—	
② 容器交換時等供給設備点検	2,000	$2,000 \div (100 \times 22)$	0.91	
③ 定期供給設備点検	1,200	$1,200 \div (20 \times 260) \div 4$	0.06	
④ 定期消費設備調査	1,200			
⑤ 周知	1,200	$1,200 \div 40,000$	0.03	
⑥ 緊急時対応	1,200	$1,200 \div 20,000$	0.06	
⑦ 緊急時連絡	—	—	—	
合 計			1.06	2

計算値の合計を整数に切り上げ

※保安業務用機器

保安業務区分	① 供給開始時点検・調査	② 容器交換時等供給設備点検	③ 定期供給設備点検	④ 定期消費設備調査	⑤ 周知	⑥ 緊急時対応	⑦ 緊急時連絡	合 計
自記圧力計 又はマノメータ	—		0.06			0.06		0.12
ガス検知器	—		0.06			0.06		0.12
漏洩検知液	—	0.91	0.06			0.06		1.03
緊急工具類	—	0.91	0.06			0.06		1.03
一酸化炭素測定器	—			0.06		0.06		0.11
ボーリングバー	—		0.06			0.06		0.12

一酸化炭素測定器は、特外に計算式を記載

一酸化炭素測定器 $1,200 \div (25 \times 260) \div 4$

②保安機関の認定の更新申請(法第32条)

別紙2

※ 事業所ごとに作成すること

別紙3

保安業務資格者等一覧表

事業所の名称 株式会社△△ 本社

令和4年6月1日現在

資格者氏名	生年月日	業務担当	免状等の種類 (該当欄に○印)						
			製造保安責任者	液化石油ガス設備士	販売主任者	業務主任者代理者	保安業務員	充てん作業員	調査員
① 岡山 太郎	昭和〇〇年〇月〇日	事業所責任者	○	○	○				
② ○○ ○○	昭和〇〇年〇月〇日	事務担当			○				
③ ○○ ○○	昭和〇〇年〇月〇日	工事担当		○					
④ ○○ ○○	昭和〇〇年〇月〇日	工事・営業担当		○	○				
⑤ ○○ ○○	昭和〇〇年〇月〇日	販売・配送担当	○						
⑥ ○○ ○○	昭和〇〇年〇月〇日	事務担当				○			
⑦ ○○ ○○	昭和〇〇年〇月〇日	営業担当					○		
⑧									
⑨									
⑩									

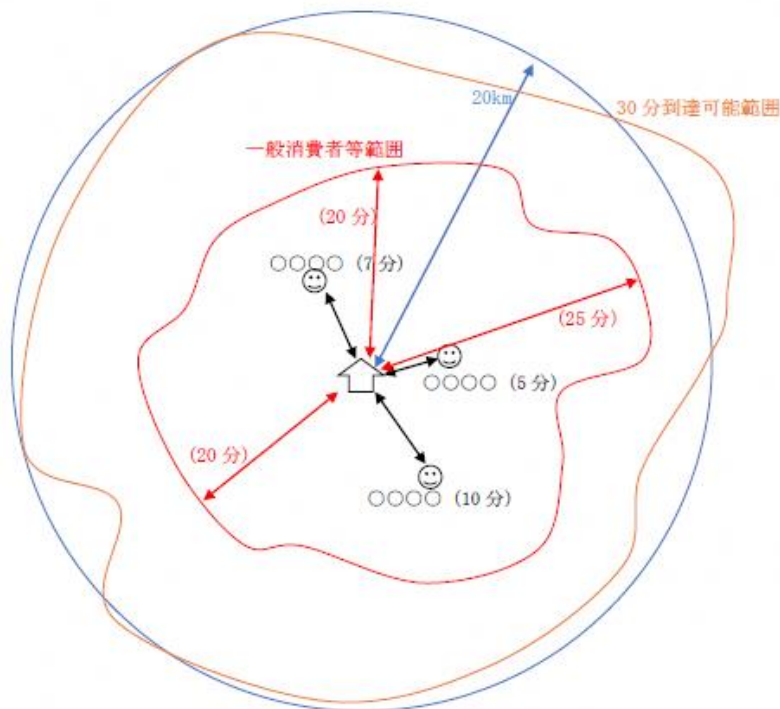
補助員氏名

①

②

③

緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲



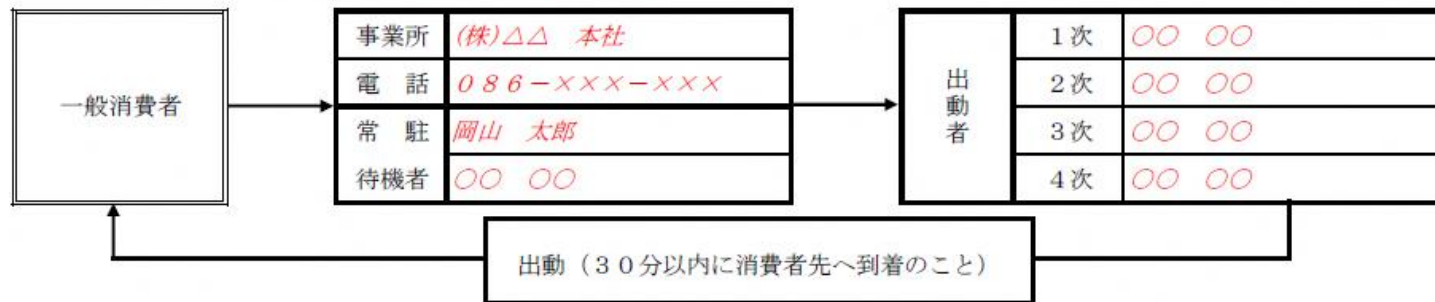
- ①事業所所在地
- ②待機対応者居住地、事業所への所要時間
- ③一般消費者等の範囲、事業所からの所要時間
- ④事業所から30分以内に対応できる範囲
- ⑤事業所を中心とした半径20kmの円

(事業所、対応者居住地及び事業所からの所要時間、現在の一般消費者等の範囲及び事業所からの所要時間並びに30分以内に対応できる範囲を地図上に明記すること)

②保安機関の認定の更新申請(法第32条)

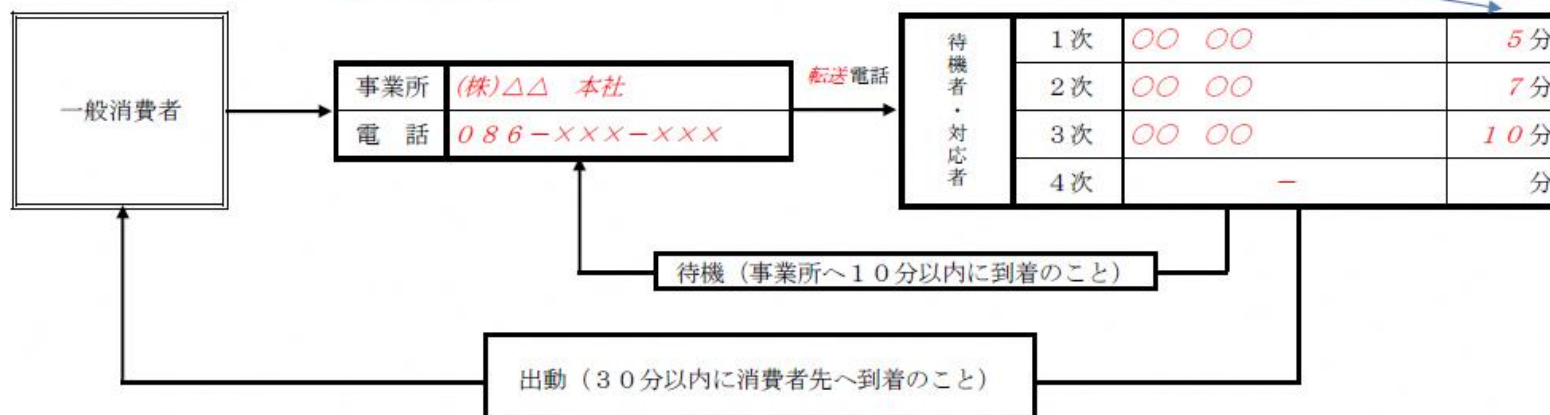
緊急時対応組織図

平常時：8時30分～17時30分



夜間：17時30分～8時30分
休日：毎週日曜・祝祭日

※待機者宅から事業所までの所要時間



緊急時対応・連絡の実施方法

【平常時】

- ・常駐待機者が対応し、出動が必要な場合、社内連絡にて緊急出動者を選定し、迅速に対応する。

【夜間・休日】

- ・勤務時間外になると、最終退社者が転送電話を1次待機者・対応者にセットする。
- ・1次待機者・対応者が不在の場合、事前に第2次、第3次待機者・対応者へ連絡確認の上、転送電話をセットする。
- ・一般消費者等から緊急の通報があった場合は、適切に対応するとともに、出動が必要な場合は、社内連絡にて緊急出動者を選定し、迅速に対応する。

保安機関に係る手続

③一般消費者等の数の増加認可申請（法第33条）

保安業務に係る一般消費者等の数を認定の範囲を超えて増加しようとするときは、認可を受けなければならない。

④一般消費者等の数の減少届（法第33条）

保安業務に係る一般消費者等の数を認定の範囲を超えて減少したときは、遅滞なく届け出なければならない。

⑤保安業務規程の認可申請（法第35条）

保安機関は、保安業務に関する規程を定め、認可を受けなければならない。

保安機関に係る手続

⑥保安業務規程の変更認可申請(法第35条)

保安業務規程を変更しようとするときは、認可を受けなければならない。

【変更届を要する事項(一例)】

- ・保安業務規程の内容を変更しようとする場合
- ・保安業務区分の消費者の数の増加(減少)をしようとする場合
- ・保安業務資格者の数を変更しようとする場合
- ・保安業務用機器の数を変更しようとする場合
- ・事業所の名称、所在地を変更しようとする場合

⑦保安機関の変更届(法第35条の4)

保安機関は、次の事項を**変更**したときは、遅滞なく届け出なければならない。

【変更届を要する事項】

- ・氏名又は名称、住所、法人の場合は代表者の氏名
- ・保安業務を行う事業所の所在地

⑧保安機関の廃止届(法第35条の4)

特定液化石油ガス設備工事に係る手続

①特定液化石油ガス設備工事事業開始届(法第38条の10)

特定液化石油ガス設備工事の事業を行う者は、事業所ごとに、事業開始の日から30日以内に届け出なければならない。

②特定液化石油ガス設備工事事業変更届(法第38条の10)

特定液化石油ガス設備工事事業者は、次の事項を**変更**したときは、遅滞なく届け出なければならない。

【変更届を要する事項】

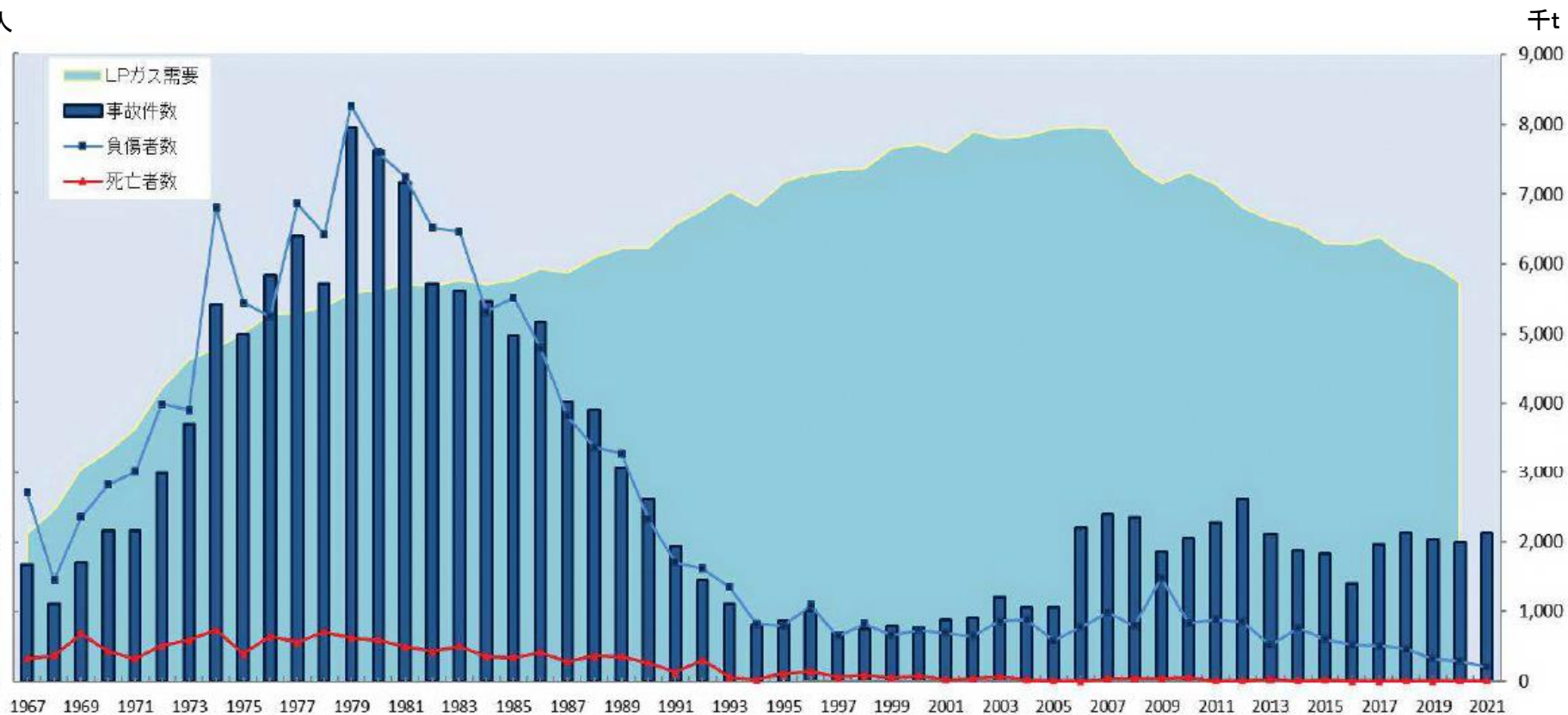
- ・氏名又は名称、住所、法人の場合は代表者の氏名
- ・事業所の名称及び所在地
- ・記録及び配管図面の保存の場所及び分類の方法
- ・液化石油ガス設備士の氏名(規則関係通達)
- ・自記圧力計の数(規則関係通達)

③特定液化石油ガス設備工事事業廃止届(法第38条の10)

4. 近年のLPガス事故発生 状況について

LPガス事故発生状況（全国）

件,人



経済産業省HP (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/lpjiko/index.html#A13)

令和3年に発生した事故（全国）

○ 令和3年の事故発生件数

総事故件数 212件(+14件)(令和2年 198件)

負傷者 20人(-9人)(令和2年 29人)

死者 1人(- 人)(令和2年 1人)

○ 事故内容

・ 消費者に起因する3大要因

点火ミス・立ち消え、不適切な使用、誤開放

・ 販売店に起因する3大要因

腐食等劣化、工事ミス・作業ミス、容器交換時の接続ミス等



○ 特記事項

・ CO中毒事故は、液化石油ガス法公布(1967年)以降初となった2019年の0件に引き続き、2020年・2021年で0件

・ 負傷者数(20人)は、液化石油ガス法公布以降で最少

令和3年に発生したB級事故（全国）

発生件数 1件（－件）（令和2年 1件）

負傷者 0人（－19人）（令和2年 19人）

死者 1人（－人）（令和2年 1人）

<参考> 令和3年のB級事故の概要

○ 令和3年1月14日 秋田県 死者1人

一般住宅において爆発火災事故が発生し、1名が死亡。落雪により調整器のガス容器接続部・ガスメーターの供給管等が損傷し、ガスが漏洩。雪下ろしの雪に囲まれた家屋の周辺や床下にガスが滞留し、何らかの原因でガスに着火し爆発したものと推定

H29 県内でのLP事故概要

日	場所・形態・現象	内容
6.10	岡山市・共同住宅・漏えい	下水道工事業者が、掘削時に誤って埋設配管を破損し、ガスが漏洩 * その他(工事業者による)
6.16	倉敷市・戸建集合・漏えい	下水道工事業者が、掘削時に誤って埋設配管を破損し、ガスが漏洩 * その他(工事業者による)
6.19	井原市・共同住宅・漏えい	下水道工事業者が、掘削時に誤って埋設配管を破損し、ガスが漏洩 * その他(工事業者による)
6.23	倉敷市・商業施設・漏えい爆発	販売事業者が機器交換の際に中間バルブを閉止せずに作業を行ったことによりガスが漏えいし引火 * 販売事業者の作業ミス
10.26	倉敷市・飲食店・漏えい爆発	消費機器の着火操作時に発生した未燃ガスに爆発着火(1名負傷) * 消費者の操作ミス
12.8	津山市・一般住宅・漏えい	解体工事業者が誤認識により解体時に供給管を破損し、ガスが漏えい * その他(工事業者による)

H30 県内でのLP事故概要

日	場所・形態・現象	内容
3.15	浅口市・飲食店・漏えい爆発	消費機器の着火操作を誤り、漏洩したガスに爆発着火 * 消費者の操作ミス
5.17	岡山市・共同住宅・盗難	20kg容器1本の盗難 * その他(盗難)
9.8	岡山市・商業施設・漏えい	供給管理設部の老朽化により腐食損傷し、漏洩 * 経年腐食
9.13	笠岡市・共同住宅・漏えい	工事業者が誤認識により解体時に供給管を破損し、ガスが漏えい * その他(工事業者による)
11.2	赤磐市・共同住宅・盗難	20kg容器1本の盗難 * その他(盗難)

R1 県内でのLP事故概要

日	場所・形態・現象	内容
1.16	津山市・飲食店・漏えい爆発	消費機器の着火操作を誤り、漏洩したガスに爆発着火(1名負傷) * 消費者の操作ミス
3.6	美作市・住宅・盗難	20kg容器2本の盗難 * その他(盗難)
3.11	新見市・空家・盗難	20kg容器1本の盗難 * その他(盗難)
5.14	倉敷市・共同住宅・漏えい	埋設管の埋め戻し時に骨材等により配管が傷付き、湿気等により腐食し、ガスが漏えいしたものと推定 * 販売事業者
6.18	津山市・飲食店・漏えい爆発火災	消費機器の着火操作を誤り、漏洩したガスに爆発着火(1名重傷) * 消費者の操作ミス
6.24	岡山市・住宅・漏えい	工事業者が作業中にガス管を破損し、ガスが漏えい * その他(工事業者による)
7.29	岡山市・共同住宅・漏えい	工事業者が水道管と誤ってガス管を切断し、ガスが漏えい * その他(工事業者による)

R2 県内でのLP事故概要

日	場所・形態・現象	内容
1.29	総社市・住宅・盗難	50kg容器1本の盗難 * その他(盗難)
2.7	岡山市・学校・漏洩 火災	消費者の接続ミスにより、ホースが抜けたことによりガスが漏洩し、引火した。 * 消費者の操作ミス
3.3	美作市・住宅・盗難	20kg容器2本の盗難 * その他(盗難)
3.21	美作市・住宅・盗難	20kg容器2本の盗難 * その他(盗難)
7.6	岡山市・住宅・盗難	10kg容器2本の盗難 * その他(盗難)
8.7	岡山市・住宅・盗難	10kg容器2本の盗難 * その他(盗難)
8.27	倉敷市・共同住宅・ 漏えい	製造工程における調整器への異物噛込みにより、ガスが漏洩 * 器具等メーカー
11.3	岡山市・共同住宅・ 漏えい	製造工程における調整器への異物噛込みにより、ガスが漏洩 * 器具等メーカー

R3 県内でのLP事故概要

日	場所・形態・現象	内容
5.21	和気町・住宅・盗難	50kg容器2本の盗難 * その他(盗難)
8.5	津山市・集会場・盗難	20kg容器2本の盗難 * その他(盗難)
10.15	倉敷市・共同住宅・漏えい	製造工程における調整器への異物噛込みにより、ガスが漏洩 * 器具等メーカー
10.16	美作市・商業施設・盗難	50kg容器2本の盗難 * その他(盗難)



5. 液化石油ガスに係る 近年の法令改正について

LPガスに係る近年の法令改正動向（１）

H26.6.4 液化石油ガス法省令及び告示改正

バルク貯槽等の告示検査の合理化及び効率化のための改正

- ・外面検査の代替措置として内面の非破壊検査
- ・付属機器等の告示検査期間の延長
- ・計画的な消費調整を行う際の仮設供給設備の設置
- ・告示検査の記録及びその保存

バルク貯槽の
20年検査を
見据えた改正

H26.7.14 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）の制定

- ・差圧式液化石油ガススタンドの処理量計算の明確化
- ・告示検査に係るバルク貯槽の取り扱い（容器として取り扱う）ほか

H27.2.24 LPガス用複合容器（FRP容器）の基準化

- ・液化石油ガスの普及の促進のための高圧ガス保安法の省令等の改正
- ・液化石油ガス用一般複合容器の定義、使用期間、外観検査等
- ・日団協技術基準S高-003を例示基準として追加

LPGガスに係る近年の法令改正動向（１）

○特に留意すべき改正点について

法施行規則第21条第2項（新設）

貯蔵能力が千キログラム未満の貯槽等の修理、清掃、検査又は撤去を行うために当該貯槽等に現に貯蔵されている液化石油ガスをできる限り多く消費する必要がある**場合において**、当該貯槽等の見やすい箇所に液化石油ガスを充填してはならない旨を表示し、かつ、液化石油ガスを充填できないように封印**するときは**、当該貯槽等に現に貯蔵されている液化石油ガスの数量を当該貯槽等の貯蔵能力として前項の規定を適用する。

LPガスに係る近年の法令改正動向（１）

○特に留意すべき改正点について
法施行規則第21条第2項（新設）

具体的には・・・

貯蔵能力980kgのバルク貯槽の検査、撤去のため、貯蔵しているLPGを減らしていく必要があり、供給量の不足を補うために容器を数本その傍に併設した際、もとのバルク貯槽の貯蔵能力との合算が1000kg以上になる場合

→ 実際の貯蔵量で貯蔵能力を判断し、**バルク貯槽の検査を円滑に行うことができるようにする特例**

LPGガスに係る近年の法令改正動向（１）

○特に留意すべき改正点について 法施行規則第87条（新設）

第21条第2項の規定は、前項の特定供給設備以外の貯蔵能力について準用する。この場合において、第21条第2項中「千キログラム未満」とあるのは「五百キログラム以下」と読み替えるものとする。

→ 設備工事についても同様に、実際の貯蔵量で貯蔵能力を判断し、**バルク貯槽の検査を阻害しないよう、特例を追加し、円滑な検査の実施を図っている。**

LPGガスに係る近年の法令改正動向（１）

○特に留意すべき改正点について

法施行規則第131条第1項（追加）

バルク貯槽及び付属機器等の告示検査を行った場合の
帳簿への記載事項及び記録の保存期間が追加。

（検査を行った年月日、検査の結果等）

→ 液化石油ガス販売事業者が告示検査を適切に実施しているかどうかを確認するため。

L Pガスに係る近年の法令改正動向（2）

H27.6.24 液化石油ガス法改正・・・ガス事業法改正による引用条文の修正

H27.9.29 液化石油ガス法省令改正・・・他法令改正による整合化

H28.1.22 液化石油ガス法省令及び告示改正・・・器具省令の性能規定化

H28.3.22 液化石油ガス法省令及び告示改正
・・・認定販売事業者制度の改正

- ・認定要件の細分化
- ・第一号認定販売事業者に対する特例の追加
- ・認定基準に係る猶予期間の設定
- ・その他（「ゴールド保安認定事業者」等の愛称の設定等）

H28.3.30 液化石油ガス法省令の運用及び解釈についての改正

- ・充てん設備と移動式製造設備に係る許可を同時に同一行政庁に行う場合、いずれか一の申請書を除き、添付書類の一部を省略できる

LPGガスに係る近年の法令改正動向（2）

○特に留意すべき改正点について

認定販売事業者制度の改正

（1）認定要件の細分化

- ・「第一号認定」「第二号認定」による2段階の認定制度
 - 「第一号認定」・・・認定対象消費者が70%以上
 - 「第二号認定」・・・認定対象消費者が50%以上

LPガスに係る近年の法令改正動向（2）

○特に留意すべき改正点について

認定販売事業者制度の改正

（2－1）第一号認定販売事業者に対する特例の追加

・認定対象消費者がCO対策を講じている場合

①緊急時対応の緩和（40km以内→60km以内）

②点検・調査頻度の緩和（4年に1回以上→5年に1回以上）

（2－2）第二号認定販売事業者に対する特例

・緊急時対応の要件の緩和（40km以内）

LPガスに係る近年の法令改正動向（2）

○特に留意すべき改正点について

認定販売事業者制度の改正

（3）認定基準に係る猶予期間の設定

- ・承継等で短期的に認定の要件を満たさなくなった場合
→ 1年間の猶予期間

（4）その他

- ・知名度向上に向けた愛称の設定

第一号認定LPガス販売事業者：「**ゴールド**保安認定事業者」

第二号認定LPガス販売事業者：「**保安**認定事業者」

- ・PR資料の作成及びホームページへの公開

LPGガスに係る近年の法令改正動向（3）

H28.6. 8 保安業務関係の基本通達改正・・・運用及び解釈の改正

- ・調査における不在時の調査拒否扱い
- ・一部承継時の点検・調査・周知の取扱い
- ・需要家が不在である場合の保安機関の報告内容

H28.6.23 点検・調査に関するガス事業法との整合化・・・規則の改正

- ・技術基準に適合していない消費設備の再調査
- ・消費設備調査の頻度（前倒しの調査を基準日とみなす）
- ・情報通信技術を利用した方法による周知事項の提供
- ・消費設備（隠蔽部の排気筒）の技術基準について

H28.12. 27 液化石油ガス法省令の運用及び解釈及び保安機関に係る運用及び解釈について改正

- ・保安業務に係る周知・説明方法の取扱い

L Pガスに係る近年の法令改正動向（3）

○特に留意すべき改正点について

（1）調査における不在時対応

→ 調査等のため3回以上訪問したが、不在

⇒ 「調査拒否」扱い

（2）一部承継時の点検・調査・周知の取扱い

→ 事業の全部又は一部を承継した場合は、「供給開始時」に該当せず、再度の点検調査周知を要しない

（3）需要家が不在である場合の保安機関の報告内容

→ 「保安業務実施状況報告書（第132条関係）」の改正

LPGガスに係る近年の法令改正動向（４）

- H29.2.22 液化石油ガス法省令の運用及び解釈の基準について一部改正
- ・販売契約時に交付する書面の記載事項及び販売方法について（算定根拠の明確化）

- H29.3.31 液化石油ガス法省令改正、運用及び解釈の改正
- ・ガスメータの基準に異常ガス検知時の表示機能を追加
 - ・供給設備、消費設備の点検・調査事項の追記
 - ・供給開始時の漏えい試験の省略について 等
- 供給設備等の技術基準等の細目を定める告示等の一部改正
- ・末端ガス栓と燃焼器との接続方法の技術基準について 等

- H30.11.19 液化石油ガス法省令の一部改正
- ・充てん設備に係る保安検査の基準日を規定
 - ・保安検査に係る猶予期間の設定（基準日の前後1か月）
 - ・条項ずれ及び関連様式の修正

L P ガスに係る近年の法令改正動向（４）

○特に留意すべき改正点について

（１）契約時に交付する書面

→ 額の算定方法の明示（他の商品や役務をセットにして販売する場合においても同様）

（２）販売の方法

→ 一般消費者等に料金等を請求するごとに算定根拠の通知が必要（一般消費者が承諾した場合は書面以外での通知も可能（口頭による通知は除く））

L Pガスに係る近年の法令改正動向（5）

- R2.12.28 液化石油法省令の一部改正
- ・押印を求める手続きの見直し等

- R3.2.25 運用及び解釈の改正
- ・緊急時対応の連絡体制の緩和（※固定電話に限らない）
 - ・調整器の調整圧力及び閉そく圧力並びに燃焼器の入り口における液化石油ガスの圧力の確認方法の改正（※例示基準30）

- R3.6.18 液化石油法省令の一部改正
- ・充てん容器等の流出防止措置（※例示基準9）

- R4.7.15 保安業務告示等の一部改正
- ・キャンピングカー等に係る30分ルールの代替措置

LPガスに係る近年の法令改正動向（5）

○押印を求める手続きの見直し(R2.12.28改正省令施行)

様式第5（第9条関係）

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売所等変更届書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名

住 所

押印
(削除)



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 変更の内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

押印に変えて署名
(削除)

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

L P ガスに係る近年の法令改正動向（５）

○充てん容器等の流出防止措置について （R3.12.1改正省令施行）

（改正概要）

・浸水のおそれのある地域においては、充てん容器等が流されることを防ぐ措置を講ずること。

→ 次のいずれかの基準により流出防止措置を講じる

（例示基準９）

（ i ）ベルト又は鉄鎖が外れにくい固定金具を使用

（ ii ）容器収納庫に保管

※ 施行時に既に設置されている場合は、R6.6.1までは従前の例によることができる。

LPGガスに係る近年の法令改正動向（5）

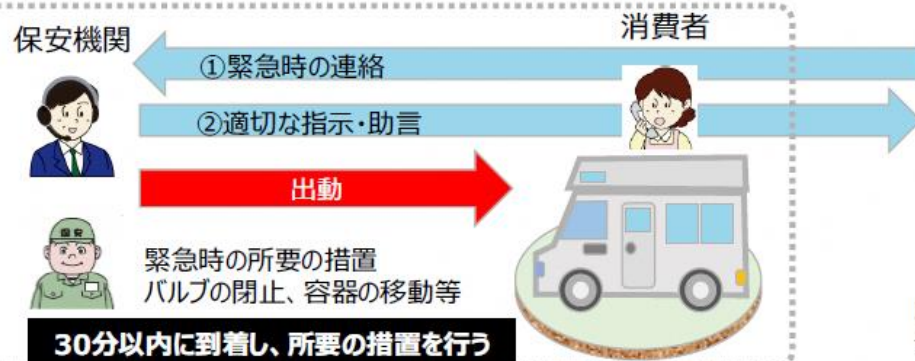
○キャンピングカー等に係る30分ルールの代替措置 （R4. 7. 15施行）

（改正概要）

- ・緊急時対応について、以下に限り30分ルールから除く
→ 質量販売により販売した液化石油ガスをキャンピングカー等の屋外において移動して使用される消費設備により消費する一般消費者等であって、**緊急時対応に関する講習の課程を修了し、かつ、**緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該**液化石油ガス販売事業者の確認を受けたものの消費設備**

キャンピングカー等の30分ルール見直し（液化石油ガス法 保安業務告示・通達改正）

令和4年7月
ガス安全室



今回改正の追加事項
(一定の条件を満たした場合は
30分ルールから除く)



緊急時に所要の措置を自ら行う



緊急時対応に関する講習の課程を修了し、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガス販売事業者の確認を受けた消費者

液化石油ガス法において、保安業務を行う保安機関に対し、保安確保の観点から、緊急時対応として、「保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として30分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保すること」が求められている（以下「30分ルール」という。）。

緊急時対応について以下に限り、30分ルールから除く。（注1）
質量販売（注2）により販売した液化石油ガスをキャンピングカー等の屋外において移動して使用される消費設備により消費する一般消費者等であって、緊急時対応に関する講習の課程を修了し、かつ、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガス販売事業者の確認を受けたものの消費設備。

（注1）緊急時対応以外の保安業務については従来通りである。例えば、緊急時連絡に関し、保安業務を行う保安機関が、一般消費者等に対し適切な指示・助言をすることは変わらない。

（注2）質量販売においては、LPガス容器～調整器～燃焼器まで消費設備であり、消費者が管理を行う。

質量販売緊急時対応講習（4時間以上）

科目	範囲
液化石油ガスの基礎	一 液化石油ガスに関する物理・化学の基礎知識 二 液化石油ガスの性質等
各種設備の機能、取扱い	一 液化石油ガス容器等 二 調整器 三 燃焼器 四 安全機器
緊急時の対処の方法	一 非常時の措置（ガスが漏えいした場合、漏えいしたガスに着火した場合） 二 損害賠償責任保険
関係法令	一 高圧ガス保安法 第1章（総則）、第2章（事業）、第3章（保安）、第4章（容器等）及びこれらに関係する政令、省令、告示、通達等 二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第1章（総則）、第2章（液化石油ガス販売事業）、第3章（保安業務）、第4章の2（液化石油ガス設備工事）及びこれらに関係する政令、省令、告示、通達等



液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習受講修了証

氏 名 ○○ ○○
生年月日 ○年○月○日
修了年月日 ○年○月○日
修了証番号 ○○○○

写真

上記の者は液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習を修了した者であることを証明する。

○年○月○日

講習実施機関名

講習実施機関の印

○年○月○日まで有効



- ・ 質量販売を扱う販売事業者から液化石油ガスを購入する際に、受講修了証を提示する。
- ・ 緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、販売事業者の確認を受ける。

販売契約

- 書面交付（注3）
- 帳簿への記載・保存（注4）
- 周知（注5）、消費設備調査、緊急時連絡等



（注3）緊急時連絡先等の情報も含まれる。
（注4）緊急時における措置を自ら行うことについての確認書類や受講修了証の控えを含む。
（注5）災害防止に必要な事項等を一般消費者等に周知する。

LPガスに係る今後の法令改正予定

液化石油ガス販売事業者の登録等に係る事務・権限を都道府県から指定都市へ移譲（令和5年4月1日施行予定）

法令	主な手続	権限者
液石法	・販売事業の登録 ・保安機関の認定 ・貯蔵施設及び特定供給設備の設置許可等 ・充てん設備の許可、検査等 ・立入検査等	都道府県知事  指定都市の長※ （岡山市長）

（補足：高圧ガス（液石則）販売業に係る事務・権限は、平成30年度から岡山市に移譲）

LPGガスに係る今後の法令改正予定

【岡山市への移譲対象となる事業者】

販売事業者

岡山市内のみに液化石油ガスの販売所を有する場合が対象

例) 販売所を、岡山市と倉敷市に設置

→ 移譲対象外。引き続き、岡山県の所管

保安機関

岡山市内の販売所のみ(自社、他社問わず)に係る保安業務を行う場合が対象(※一般消費者等の所在地ではなく、販売所の所在地により決まることに注意)

例) 岡山市の販売所に係る保安業務のみを行う場合

→ 岡山市への移譲対象

岡山市の販売所と玉野市の販売所に係る保安業務を行う場合

→ 移譲対象外。引き続き、岡山県の所管

特定液化石油ガス設備工事業者

岡山市内に事業所を有する場合が対象

備考) 特定液化石油ガス設備工事事業の届出は事業所ごと。

講習のまとめ

1. 事故件数の低減に向けた対応
→ ケアレスミス、CO中毒への対応
2. 液化石油ガスに関する法規制
→ 再確認、法令遵守
3. 講習を契機に保安面の更なる向上
→ 自主保安の推進を



今後とも、事故防止の更なる徹底をお願いします。

ご静聴ありがとうございました。



容器の流出防止に伴う法令改正 の概要について（令和3年12月1日施行）



令和 4年 9月

一般社団法人
岡山県LPガス協会

動画の内容

No.	内容	出展、参考資料等
1	法令改正概要	○経済産業省ホームページ ○全国LPガス協会資料 ○国土交通省ハザードマップポータルサイト
2	法令改正内容	
3	対象地域の確認方法	
4	岡山県内のハザードマップ	
5	容器流出措置に対するQ&A ＊令和3年11月（一社）全国LPガス協会作成資料 ＊Q1～Q25	
6	おわりに	

1. 法令改正概要(経済産業省HP内容のポイント)

○背景

- 近年、地球規模で気象の極端化等が進み、災害の頻発化・激甚化が進行
- 浸水による甚大な被害(充てん容器の流出等)が発生
- 地域の災害リスク(ハザードマップの活用等)に応じた対策が急務

○経緯

- 自然災害対策については、各種委員会等において検討
- 令和3年4月策定の「液化石油ガス安全高度化計画2030」に、LPガス事業者はハザードマップを確認・把握して、“容器転倒・転落・流出防止の徹底明記
- 容器転倒・転落防止等は、これまで液石法(*)施行規則等において規定。

※液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

○内容(改正法制定 令和3年6月18日 次のシートに法令改正内容の概要)

- 液石法施行規則第18条(供給設備の基準)に洪水等の対策として容器流出対策を追加し、浸水のおそれのある地域は、充てん容器等の流出防止措置を講ずることとした。
- 施行規則の機能性基準とその運用を改正して、詳細を定めた。

2. 法令改正内容(対象地域の確認方法は、後ほど示します。)

項目	内容
改正 省令	浸水のおそれのある地域においては、 充てん容器等が浸水によって流されることを防止する措置を講ずること
場所	浸水のおそれのある地域は、洪水浸水想定区域（想定最大規模）等において、1 m以上の浸水が想定されている地域とする。

（供給設備の技術上の基準）

第十八条 法第十六条の二第一項の経済産業省令

で定める供給設備（バルク供給に係るものを除く。以下この条において同じ。）の技術上の基

準は、次の各号に掲げるものとする。

一 貯蔵設備（貯槽であるものを除き、貯蔵能力が千キログラム未満のものに限る。）は、

次に定める基準に適合すること。

イゝハ 「略」

ニ 充てん容器等（内容積が五リットル以下のものを除く。以下ニにおいて同じ。）に

は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置を講ずるとともに、

浸水のおそれのある地域においては、充てん容器等が浸水によって流されることを防

止する措置を講ずること。

改正の施行時期

附則

(施行期日)

第1条この省令は、**令和3年12月1日**から施行する。

(経過措置)

第2条この省令の施行の際現に設置されている液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42法律第149号)第2条第4項の供給設備又は同法第2条第5項の消費設備であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第16条第4号に規定する充てん容器等(供給設備であるものにあつては内容積が5リットル以下のものを除く。)については、この省令による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第18条第1号二の規定にかかわらず、**令和6年6月1日**までは、なお従前の例によることができる。

容器の流出防止措置(機能性基準の内容)

(i) 軒先の設置

固定金具について

- ・ベルト又は鉄鎖が外れにくい固定金具を使用すること。 ⇒⇒⇒⇒⇒

ベルト又は鉄鎖について *** 具体的な内容は次のシート**

○充てん量20キログラムを超える容器

ベルト・鉄鎖の二重掛け

(1本目は容器の高さ3/4程度、2本目は1/4程度の位置)

○充てん量20キログラム以下の容器

プロテクターの開口部にベルト・鉄鎖を通してゆるみなく固定

全国LPガス協会資料



カエシに
抜け防止がある
フック



カエシに
深さがある
フック

ただし、積雪時において、容器交換作業に支障を来す可能性のある場合であって冬の期間等にあってはこの限りでない。

(ii) 容器収納庫への保管

ベルト又は鉄鎖について

充てん量20kgを超える容器	1本目のベルト又は鉄鎖を当該容器の底部から容器の高さの3/4程度の位置に、2本目のベルト又は鉄鎖を容器底部から1/4程度の位置にそれぞれゆるみなく取り付け固定すること。ただし、プロテクターのある容器の場合は、2本のベルト又は鉄鎖のうちいずれか1本について、プロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付けることができる。
充てん量20kg以下の容器	当該容器のプロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付け、ゆるみなく容器を固定すること。

全国LPガス協会資料⇒

容器1本ごとの鎖掛け

(KHK5によれば原則は1本ごとに固定、ただし、3本以内はまとめることができる)



3. 対象地域の確認方法(全国LPガス協会資料から)

場所

浸水のおそれのある地域は、洪水浸水想定区域（想定最大規模）等において、1m以上の浸水が想定されている地域とする。

洪水浸水想定区域等は、地方自治体のホームページ、国土交通省による運営サイトハザードマップポータルサイトを参照のこと。ここでは国交省ハザードマップによる確認方法を解説する。

国交省ハザードマップURL <https://disaportal.gsi.go.jp/>

国土交通省ハザードマップポータルサイト

🔍 検索

↖
クリックし
て検索



国土省ハザードマップポータルサイト

＊サイト左側のかさねるハザードマップ

○ 洪水(想定最大規模)をクリックする。



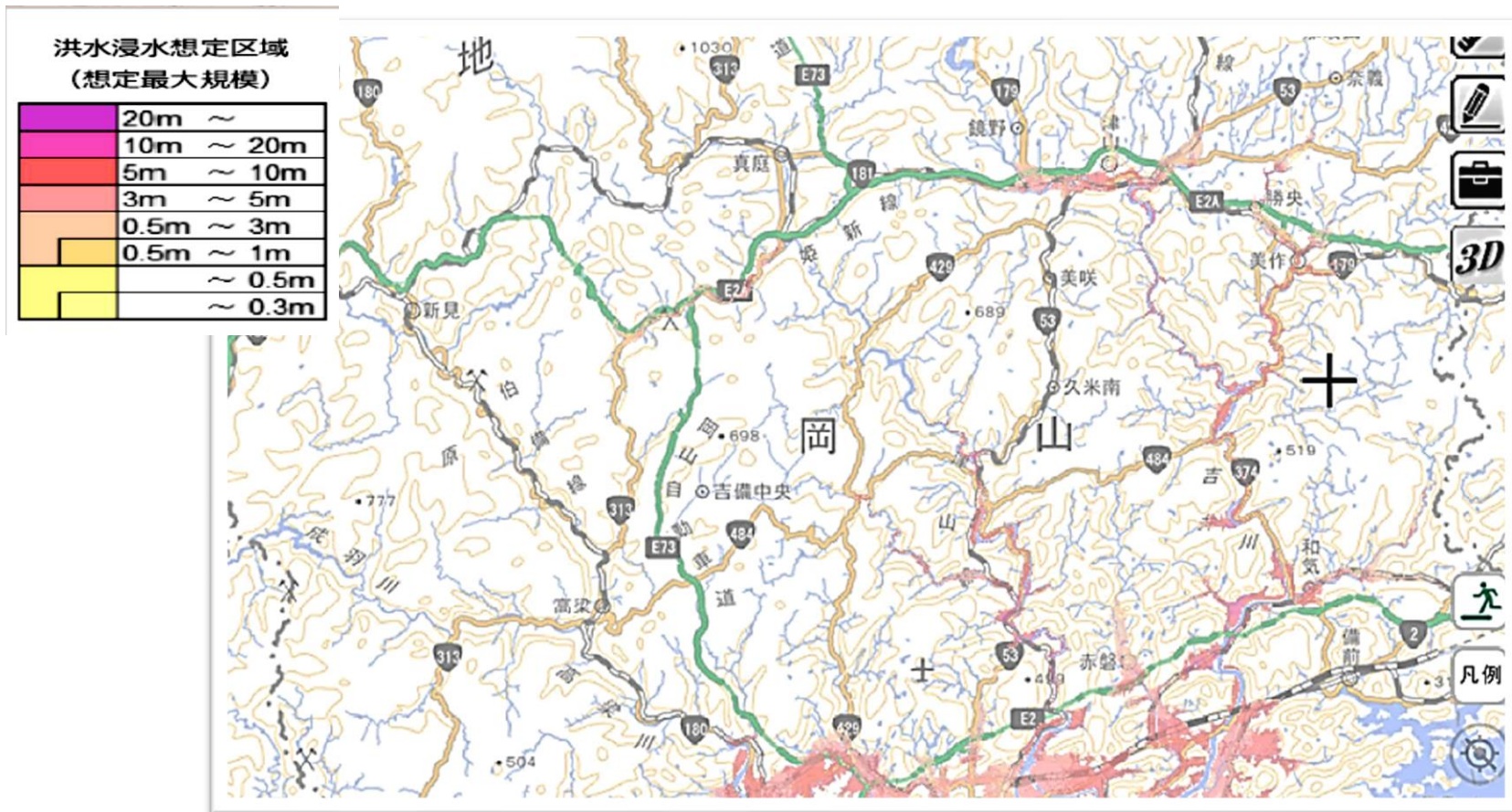
○ 地図の画面となり、住所などを打ち込み、その場所の状況を確認する。

4. 岡山県内のハザードマップ

①南部(国土交通省ハザードマップ)



②岡山県中北部(国土交通省ハザードマップ)



国土交通省ハザードマップ

洪水浸水想定区域
(想定最大規模)

	20m ~
	10m ~ 20m
	5m ~ 10m
	3m ~ 5m
	0.5m ~ 3m
	0.5m ~ 1m
	~ 0.5m
	~ 0.3m

全国LPガス協会資料

このハザードマップにおいて、水深0.5-3mのゾーンは対象に含まれる。水深1mの区切りがあるか自治体に確認すること。なお、今回の措置は、地震対策としても役立つものと思われる。また、ハザードマップは例えば5m四方のメッシュで作成しているため、水深0.5mであっても実際にはそのメッシュには起伏があることも考えられる。広い地域で対策をとることは、自然災害対策として有効と思われる。

岡山市北区丸の内
辺り。黄色のところ
クリックすると、0.5
m未満と表示



5 容器流出防止措置に対するQ&Aの概要

No.	内容		Q&Aの()は岡山県協会 で項目記入
1	容器流出防止措置に対するQ&Aの概要		
2	Q & A	(1)Q 1 ～Q 5 【容器流出防止措置の概要】	
		(2)Q 6～Q 9 【対象消費者確認・保安機関報告】	
		(3)Q10～Q16 【流出防止措置・その周知】	
		(4)Q17～Q22 【保安機関の判定等】	
		(5)Q23～Q25 【その他】	
3	おわりに		
(注意) 全国LPガス協会のQ&Aには、写真やイラストなどはありませんが、本資料で参考に掲載しています。その際、参考(県協会追加)と表示。なお、写真やイラストは全国LPガス協会の資料を引用。			

容器流出防止措置に対するQ&Aの概要

- 作成者 (一社)全国LPガス協会
- 作成年月日 令和3年11月22日(改訂 令和3年12月2日)
- 全国LPガス協会からの通知内容
会員にこれを周知 *所轄官庁の指示に従って措置
なお、岡山県協会から中国四国産業保安監督部・岡山
県消防保安課へこのQ&Aを情報提供
- Q&A(25) 資料の説明に際して5区分(岡山県協会区分)
 - 1 Q1~Q5(容器流出措置の概要)
 - 2 Q6~Q9(対象消費者確認・保安機関報告)
 - 3 Q10~Q16(流出防止措置・その周知)
 - 4 Q17~Q22(保安機関の判定等)
 - 5 Q23~Q25(その他)

1 容器流出防止措置に対するQ&Aについて (一社)全国LPガス協会 目的

これまでLPガス業界では自主保安活動の一環として、自然災害に対する**容器の二重掛け**を進めてきました。

国では近年の大雨による水害等の多発化・激甚化及びそれに伴う**容器流出の発生**を踏まえ、消費先に設置されている充てん容器等に対して、流出防止措置を講ずる旨の**液石法施行規則**を改正し、**令和3年6月18日に公布、同年12月1日に施行**することとなりました。

これを受け、当協会では施行後に流出防止措置を**スムーズ**に講じていただくための**一助になること**を目的として本Q&Aを作成いたしました。

作成日

令和3年11月22日

改訂日

令和3年12月2日

2 Q&A

(1) Q1～Q5（容器流出措置の概要）

（質問の内容）

Q1 容器流出防止措置は、誰が、いつまでに講じるのですか？

Q2 容器流出防止措置は、容器の容量に係わらず設置されている全ての充填容器等に講じなければならないのですか？

Q3 容器流出防止措置を講じる対象消費者はどこですか？

Q4 容器流出防止措置を講じる対象消費者を、誰が、どのように選定するのですか？

Q5 今後計画的に容器流出防止措置を講じるために、対象消費者はいつの時点の消費者情報を元に選定すればよいのですか？

Q1 容器流出防止措置は、誰が、いつまでに講じるのですか？

A1 **販売事業者が**、措置を講じます。改正省令は令和3年12月1日に施行されますが、施行期日において現に設置されている充てん容器等については、猶予期間として、令和6年6月1日迄に措置を講じることになっています。但し、**令和3年12月1日**以降の新規消費者に設置される充てん容器等については、設置時点から省令が適用となります。

なお、省令施行時点の充てん容器等には**令和6年6月1日**迄の猶予期間が適用されますが、昨今の激甚化する災害から、消費者の安全を確保するという販売事業者の使命を一刻も早く果たすべく、猶予期間に係わらず**前倒しで取り組む**ことが望まれます。

Q2 容器流出防止措置は、容器の容量に係わらず設置されている全ての充てん容器等に講じなければならないのですか？

A2 ①浸水による容器流出防止措置は、5リットル以下の充てん容器等(2kg容器以下)については対象から除外されています。

②5リットルを超える充てん容器等(2kg容器を超える)は、浸水による容器流出防止措置を講じる必要があります。

Q3 容器流出防止措置を講じる対象消費者はどこですか？

A3 洪水浸水想定区域(想定最大規模)等において、1m以上の浸水が想定されている地域に設置されている充てん容器等を対象に措置を講じる必要があります。

なお、浸水に対する措置は、想定最大規模のハザードマップが整備中の地域が存在すること、地震等の災害に対してもより高い効果が期待できることから、対象区域を拡大するなど、浸水対象区域以外の消費者にも措置を講じることが望まれます。

Q4 容器流出防止措置を講じる対象消費者を、誰が、どのように選定するのですか？

A4 対象となる消費者は、販売事業者が国土交通省や各自治体のハザードマップにアクセスし、自社でLPガスを供給している消費者の住所一覧等から、1m以上の洪水浸水想定区域(想定最大規模)に位置する消費者を選定します。

Q5 今後計画的に容器流出防止措置を講じるために、対象消費者はいつの時点の消費者情報を元に選定すればよいですか？

A5 省令の施行は令和3 年12 月1日であり、この時点以降の消費者情報を元に対象消費者を選定すればよいと考えられます。

なお、令和3 年12 月1日以降の新規消費者については、供給開始時迄に措置を講じる必要があります。

(2)Q 6～Q 9（対象消費者確認・保安機関報告）

- Q6 法令では容器流出防止措置を講じる対象を、1m以上の洪水浸水区域にある充てん容器等としていますが、ハザードマップポータルサイト上で0.5m～3m と区分けされており、1m以上を特定できない場合がありますが、どうすればよいですか？**
- Q7 対象消費者の選定を、販売事業者以外の者に代行してもらってもよいですか？**
- Q8 選定した対象消費者のリストは、保安機関(委託配送業者等)に提出するのですか？また、リストは、いつ迄に、どの様な方法で提出すればよいですか？**
- Q9 対象消費者に容器流出防止措置を講じた場合、保安機関(委託配送業者等)に報告する必要がありますか？**

Q6 法令では容器流出防止措置を講じる対象を、1m以上の洪水浸水区域にある充てん容器等としていますが、ハザードマップポータルサイト上で0.5m～3m と区分けされており、1m以上を特定できない場合がありますが、どうすればよいですか？

A6 ハザードマップなどにより洪水浸水想定区域が1mを特定できない場合は、まずハザードマップを作成している自治体に確認を取るようになしてください。その上で1m以上の区域分けが存在しない場合、例えば(0.5m～3mなど)区分を利用し、そのすべてに容器流出防止措置を講じるようにしてください。

参考(県協会追加)

**地方自治体のハザード
マップ浸水深さ凡例の例⇒⇒**

洪水ハザードマップ(最大想定規模*)

*この表示がないものは要確認

 0.5m 未満	 2～3m 未満
 0.5～1m 未満	 3～5m 未満
 1～2m 未満	 10～20m 未満

Q7 対象消費者の選定を、販売事業者以外の者に代行してもらってもよいですか？

A7 販売事業者の責任のもとに、外部の情報処理事業者等に対象消費者の選定を依頼することは特段問題ないと考えられます。

但し、代行者における対象消費者の選定方法が、国土交通省や各自治体のハザードマップのデータに基づき、省令で規定されている対象消費者を適切に選定していることに留意する必要があります。

Q8 選定した対象消費者のリストは、保安機関(委託配送業者等)に提出するのですか？また、リストは、いつ迄に、どのような方法で提出すればよいですか？

A8 対象消費者の明確化のため、対象リストは1号、2号を委託している保安機関(委託配送業者、委託供給開始時点検業者)に提出することが望まれます。保安機関では供給開始時点検調査、容器交換時等点検において対象となる充填容器に流出防止措置が適切に講じられていることを判定します。

なお、保安機関では令和3年12月1日における従前から設置されている容器と新規に設置された容器では判定が異なるため、点検項目に二重丸をつけるなど判別の工夫をしてください。

Q9 対象消費者に容器流出防止措置を講じた場合、保安機関（委託配送業者等）に報告する必要がありますか？

A9 措置の実施報告をする必要は必ずしもないと考えられますが、保安機関によって報告を求める場合も想定され、それぞれの保安機関に確認するようにしてください。

(3)Q10～Q16（流出防止措置・その周知）

Q10 容器流出防止措置の具体的な方法を教えてください。

Q11 容器流出防止措置として鎖やベルトの二重掛けがどうして有効なのですか？

Q12 鎖やベルトは、充てん容器1本毎に二重掛けしなければいけませんか？

Q13 容器流出防止措置について、鎖等による容器の浮き上がり防止措置以外に留意すべき点がありますか？

Q14 従来から二重掛け等を行ってきましたが、設置済の鎖等や固定金具、容器収納庫は省令で求める強度等の基準を満たしているのでしょうか？

Q15 対象の消費者に容器流出防止措置について周知するチラシはありますか？

Q16 対象消費者に二重掛け等を拒否された場合、どのようにすればよいですか？

Q10 容器流出防止措置の具体的な方法を教えてください。

A10 充てん容器等に講ずべき流出の防止する措置は、

●軒先設置の充てん容器等 参考(県協会追加)⇒

(1)固定金具について

- ・ ベルト又は鉄鎖が外れにくい固定金具を使用すること。(返しがある金具など)

(2)ベルト又は鉄鎖について

①充てん量20kgを超える容器

- ・ 1本目のベルト又は鉄鎖を当該容器の底部から容器の高さの3/4程度の位置に、2本目のベルト又は鉄鎖を容器底部から1/4程度の位置にそれぞれゆるみなく取り付け固定すること。
- ・ ただし、プロテクターのある容器の場合は、2本のベルト又は鉄鎖のうちいずれか1本について、プロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付けることができる。

全国LPガス協会資料



Q10 の続き(容器流出防止措置の具体的な方法を教えてください。)

② 充てん量20kg以下の容器 参考(県協会追加)⇒

- 当該容器のプロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付け、ゆるみなく容器を固定すること。

※ただし、積雪時において、容器交換作業に支障を来す可能性のある場合であって冬の期間等にあつてはこの限りでない。

● 容器収納庫への保管

(注意) 充てん量20kg以下の容器に係わる流出防止措置として、上記②にプロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付ける旨の記載があるが、この措置は洪水浸水想定区域の充てん容器のみの措置ではなく、従来より充てん量20kg以下の容器の全てに対する措置であることに留意すること。

全国LPガス協会資料



20kg以下



容器収納庫

Q11 容器流出防止措置として鎖やベルトの二重掛けがどうして有効なのですか？

A11 洪水等における容器の流出は、浸水により容器自体の浮力により浮いた容器が水流で底部をさらわれ、鎖から容器が脱落する(すっぽ抜ける)、鎖が金具から抜けることによって発生します。適切な位置に鎖等をゆるみなく二重掛けすることにより、流出防止措置として効果が期待できます。

参考(県協会追加)

50kg容器:内容積120ℓ、容器重量36kg、LPG重量50kg

容器の全体が浸水した場合の浮力は

$$120\text{kg} - (36\text{kg} + 50\text{kg}) = 34\text{kg}$$

50kgのLPガス未使用容器の場合は34kgの浮力が働く
(LPガスを半分使用した場合は59kgの浮力)

Q12 鎖やベルトは、充てん容器1本毎に二重掛けしなければいけませんか？

A12 原則として容器1本毎の二重掛けを求められている訳ではありません。しかしながら、1本毎に二重掛けすることは浸水だけでなく地震対策等にも有効であるため、実施することが望ましいとされています。

参考(県協会追加)

(一社)全国LPガス協会資料

容器1本ごとの鎖掛け
(KHKSによれば原則は1本ごとに固定、
ただし、3本以内はまとめることができる)



Q13 容器流出防止措置について、鎖等による容器の浮き上がり防止措置以外に留意すべき点がありますか？

A13 供給管や配管の支持の強化やガス放出防止型高圧ホースの設置、ガスメーターや調整器を容器より高い位置に取り付ける等の措置が考えられます。(KHK S0738「LPガス設備設置基準及び取扱要領」やLPガス災害対策マニュアルを参照のこと)

**参考(県協会追加)⇒
LPガス災害対策
マニュアルから**

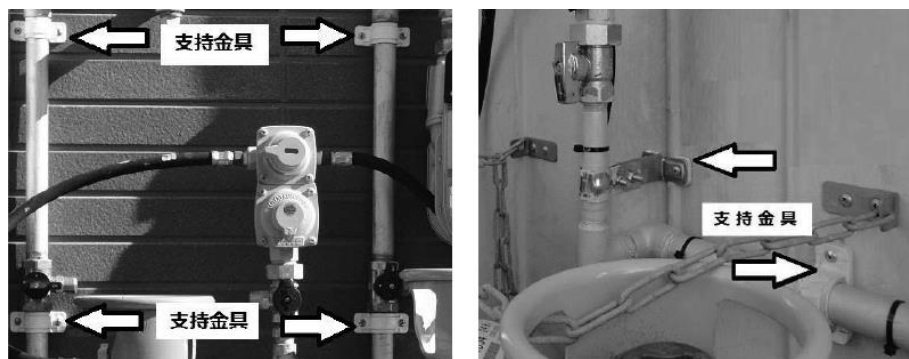


図 I - 1 4 配管支持金具例

Q14 従来から二重掛け等を行ってきましたが、設置済の鎖等や固定金具、容器収納庫は省令で求める強度等の基準を満たしているのでしょうか？

A14 設置されている製品の強度等の仕様は製造メーカーに確認するようにしてください。なお、鎖や固定金具等に十分な強度があっても、それらを外壁等に取り付ける鎖止め金具等が確実に取り付けられていることが重要であり、例えば、モルタル壁のラスボード等にカールプラグを使用して金具を取り付けた場合等は、強度が不足する場合もあり得るので、設置状況の確認 や見直しを行うことが望ましいと考えられます。また、鎖止金具等はカエシが深くはずれにくいものを利用してください。

※ 材料や強度、取り付け金具の設置等については、KS0738「LP ガス設備設置基準及び取扱要領」やLP ガス災害対策マニュアル等を参照されたい。

Q15 対象の消費者に容器流出防止措置について周知するチラシはありますか？

A15 消費者を対象とした周知チラシデータを全国LPガス協会で作成していますので、各都道府県協会にお問い合わせ願います。

参考(県協会追加)

岡山県協会では会員の販売事業所の希望者に、このチラシを印刷して配付しています。(有料:実費程度)

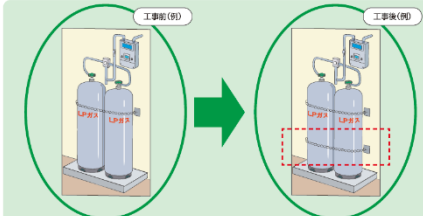
なお、配付は終わりましたが、岡山県協会ホームページにチラシを掲載しており、プリントが出来ます。

お客様へのお知らせ

液化石油ガス法が変わりました。
お客様宅に設置してあるLPガス容器への流出対策が必要に!!

○近年、大雨による河川の氾濫等により水害などが全国的に多発しております。
このような状況を受けて、水害などからLPガス容器の流出を防ぐ対策を取ることが義務付けされました。
具体的には、設置されている容器にベルト・鎖等をお客様の建物の外壁にフック等を追加で取り付け、2重掛けする措置が必要となります。

○お客様の安全・安心のためとなりますので、何卒ご理解とご協力を宜しくお願いいたします。



○本作業にかかる現場でのお客様への費用はございませんので、費用請求するような不審者にはご注意ください。

連絡先

Q16 対象消費者に二重掛け等を拒否された場合、どのようにすればよいですか？

A16 周知チラシや口頭による説明や建物等にキズを与えないよう自立式支柱等の提案等が考えられますが、時期を経て再度説得したり、周知することによってあきらめずに行動することが望まれます。

十分な説明・説得をしても、なお理解が得られない場合は「拒否」と見做しその消費者の住所・氏名、要請年月日、要請者等の記録を残す方法が考えられます。なお、その場合にあっては販売事業者の責務として継続的に説明・説得を試みてくださいますようお願いいたします。

(4)Q17～Q22（保安機関の判定等）

Q17 容器流出防止措置は、省令施行日である令和3年12月1日時点の既存消費者に対しては、令和6年6月1日迄、猶予期間が設けられていますが、保安機関による容器交換時等供給設備点検における良否判定はどのようなになりますか？

Q18 定期点検調査時に、容器流出防止措置に対する良否判定を実施する必要はありますか？

Q19 容器の配送時に配送員が、対象消費者を容易に識別するための方策はありますか？

Q20 洪水浸水区域以外に、津波等の想定浸水区域に対しても容器流出防止措置を講じても良いのですか？

Q21 販売事業者が、自社で供給するすべての消費者に容器流出防止措置を講じている場合、容器流出防止措置の対象または対象外かの区分をしなくてもよいですか？

Q22 供給開始時点検調査や容器交換時等供給設備点検の点検項目に「容器流出防止措置」等の項目を新たに追加する必要はありますか？

Q17 容器流出防止措置は、省令施行日である令和3年12月1日時点の既存消費者に対しては、令和6年6月1日迄、猶予期間が設けられていますが、保安機関による容器交換時等供給設備点検における良否判定はどのようにになりますか？

A17 保安機関による容器交換時等供給設備点検における良否判定も同様に猶予され、令和6年6月1日以降から実施すればよいものと考えられます。つまり、令和6年6月1日迄、流出防止措置に係わる猶予期間の対象となっている充てん容器等については、「良」と判定します。但し、令和3年12月1日以降の新規消費者については猶予期間はなく、保安機関による供給開始時点検調査、容器交換時等供給設備点検において良否判定を行う必要があります。猶予期間は、販売事業者が流出防止措置が必要な消費者を把握・管理し、措置を講じるための期間であることに充分留意願います。

Q18 定期点検調査時に、容器流出防止措置に対する良否判定を実施する必要はありますか？

A18 容器の転落・転倒防止措置は、「供給開始時点検調査」及び「容器交換時等供給設備点検」の点検項目であり、定期点検調査時の法令に係わる点検調査項目に「転落・転倒防止措置」は含まれておりませんが、従来より自主的に「転落・転倒防止措置」を点検項目に加えて、点検および判定しているものと思われます。従って、「浸水防止」措置を追加して実施することが望まれます。

Q19 容器の配送時に配送員が、対象消費者を容易に識別するための方策

A19 配送員が容器交換時等供給設備点検に対象消費者を容易に識別できるように、販売事業者がメーターや調整器、供給配管等にシールを貼付する方法が考えられます。当該用途のシールは市販されているものもあるので、各販売事業者にて入手してください。なお、順次配送システム等に対象消費者の区分が登録され、端末や伝票等で確認・識別できるようになることが予測されますが、対象消費者を見逃すことなく適切に判定評価するための対策として、将来的にもシールの活用が有効であると考えられます。また、配送事業者は、配送員が省令の改正内容や必要な措置、良否判定の基準等について事前にかつ十分に理解できるよう教育を実施することが必要です。

Q20 洪水浸水区域以外に、津波等の想定浸水区域に対しても容器流出防止措置を講じてもいいのですか？

A20 津波等については求められていませんが、津波想定浸水区域は軟弱地盤が多く、地震等含む自然災害対策として有効かつ望ましいと考えられます。

Q21 販売事業者が、自社で供給するすべての消費者に容器流出防止措置を講じている場合、容器流出防止措置の対象または対象外かの区分をしなくてもよいですか？

A21 販売事業者が全ての消費者に対して措置を講じているのであれば、容器流出防止措置の対象・対象外の区分管理は必ずしも必要ないと考えられます。

Q22 供給開始時点検調査や容器交換時等供給設備点検の点検項目に「容器流出防止措置」等の項目を新たに追加する必要がありますか？

A22 容器流出防止措置は、転落・転倒防止措置に係わる点検項目の一つとも考えられ、保安機関によって、判定要素を細かく項目分けしている場合等、保安機関毎により異なることから、各保安機関において判断することが望まれます。

(5)Q23～Q25（その他）

Q23 積雪時において、容器交換作業に支障を来す可能性のある場合であって冬の期間等にあつては、必ずしも省令で定める措置を講じなくともよいとされていますが、冬の期間等とは、どのように考えればよいですか？

Q24 消費者による拒否や積雪時の対応として「容器流出防止措置」が講じられていない場合、保安機関は容器交換時等供給設備点検において、どのような判定をすればよいのでしょうか？

Q25 省令施行日である令和3年12月1日以降の新規消費者に対しては、容器流出防止措置に係わる猶予期間の対象外となっていますが、チェック項目や対象区分等のシステム改修が間に合わない場合、保安機関による容器交換時等供給設備点検における良否判定はどのようにすればよいですか？

Q23 積雪時において、容器交換作業に支障を来す可能性のある場合であって冬の期間等にあつては、必ずしも省令で定める措置を講じなくともよいとされていますが、冬の期間等とは、どのように考えればよいですか？

A23 具体的な冬の時期等(積雪期間等)については、地域や年度によって異なることから具体的な期間等を一律に示すことは困難であり、販売事業者が地域の実情を踏まえて判断することが望まれます。

Q24 消費者による拒否や積雪時の対応として「容器流出防止措置」が講じられていない場合、保安機関は容器交換時等供給設備点検において、どのような判定をすればよいのでしょうか？

A24 判定については、令和6年6月1日までの猶予期間とそれ以降によって異なると考えられますが、猶予期間後については、保安機関は質問のような状況を認識できないものと思われます。当該消費者が浸水対象区域に該当する場合、良否判定は「否」と判定し、販売事業者の結果報告をしてください。

※ 販売事業者は、消費者の拒否であっても時期を経て再度説得したり、周知することによってあきらめずに行動することが望まれます。

Q25 省令施行日である令和3年12月1日以降の新規消費者に対しては、容器流出防止措置に係わる猶予期間の対象外となっていますが、チェック項目や対象区分等のシステム改修が間に合わない場合、保安機関による容器交換時等供給設備点検における良否判定はどのようにすればよいですか？

A25 システム対応にかかわらず、転落・転倒防止措置に係る点検欄で判定することは差し支えありません。ただし、委託販売事業者に対して、この項目に**容器流出防止措置の判定も含まれている旨の事前案内**をしてください。また、対象先については、販売事業者からの申告により入手したリストを元に管理し、配送員が対象消費者を誤らないように、販売事業者がメーターや調整器に専用のシールを貼付するなどマニュアル的な対応をすることが考えられます。

容器流出防止の改正内容のまとめ

○ 法令改正・施行日

(改正) 令和3年6月18日 (施行) 令和3年12月1日(＊)

＊この日に現に設置されている設備は令和6年6月1日まで

○ 改正内容

浸水のおそれのある地域(＊)においては、充てん容器等(内容積が5リットル以下のものを除く。)が、浸水によって流されることを防止する措置を講ずること

＊ 洪水浸水想定区域(想定最大規模)等において、1m以上の浸水が想定されている地域

○ 対象地域の確認方法

ハザードマップで確認(国土交通省(洪水)・地方自治体)

容器流出防止に伴う法令改正の概要のおわり

法令改正により、令和3年12月1日から1メートル以上の浸水のおそれのある地域については、容器流出防止措置を行わなければなりません。

既存設備については猶予期間がありますが、会員の販売事業所では早めに措置をされるようお願いいたします。

また、容器の二重掛け等の措置は、地震対策として有効なものであり、これまで推進をしてきたものであります。今後とも浸水地域に係わらず実施していただくよう併せてお願いいたします。

最後までご覧いただきありがとうございました。

(一社)岡山県LPガス協会